

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 10月号 (No.119)

2013年10月23日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

全国保育経営懇としては、現在、保育制度と子ども・子育て支援新制度に関する学習をひらき、各自治体にむけたとりくみを進めよう、と提起しています。それぞれの地域・自治体で、どのような動きをつくりだしているでしょうか。

今月号では、各地の様々な取り組みを紹介しています。地域の実情はそれぞれ違いますが、できるところから動き出すことが重要です。動き出す中で、次の一歩やつながりあえる一致点などが、見えてくるのではないのでしょうか。日々の保育園運営だけでもやることはきりがありませんが、新制度で自分の自治体の子ども・保育がどうなるのかを考え、24条1項を足がかりにして、少しでも良くするために、今、動くことが、今後の子どもたちに大きく影響します。

各自治体の子どもたちの未来を思い描きながら、保育制度をよくする運動をひろげていきましょう。

学習会開催費を補助

補助の活用で学習会を機に自治体むけのとりくみを広げよう

9月号でもお知らせしたように、県レベルでの新制度問題の学習会開催に補助を行なっています。児童福祉法 24条1項の意義と活用、自治体にむけた運動について学ぶ場を早急に設定しましょう。会員限定にせず、幅広く、県内の保育園・関係者に参加を呼びかけ、つながりをひろげる機会としても位置付け、県内の自治体に運動をひろげましょう！

<開催費補助の条件>

- ・県レベル以上の学習会であること
- ・会員や関係園だけを対象にせず、県内全園を対象に参加を呼びかけるものであること
- ・開催費の一部を補助（上限5万円）。開催費用が不足する場合に、足りない部分を補助する。

同封の『学習会開催の補助について』参照し、各県でのとりくみをご検討ください。

第34回民間保育園経営研究セミナー in 福岡

日時：2014年1月13～15日（月～水）

会場：ヒルトン福岡シーホーク（福岡市）

案内書は11月初めに発送します。乞うご期待！

主任セミナー in 東京

期待高まる主任セミナー 会員外からの申込みが続々！ さらに参加を広げよう！

第10回主任セミナーを下記のように開催します。

日時：11月8～9日（金～土）

会場：東京（オリンピックセンター）

参加費：8000円（会員外の園も同額）

宿泊費：9600円（新宿ワシントンホテル）

夕食交流会：6000円（レストランY's）

今回は、『語りあおう 保育の未来 新制度にむかうなかでの保育園・主任のやくわり』をテーマに、東京で開催します。10月20日現在、150名を超える申し込みがありました。そのうち50名は東京の保育園で、企業立の認可保育園や、認証保育園、認定こども園等、会員外の園からも20名以上の参加があります。経営母体は違っても、現場で奮闘している主任たちの期待に応えるセミナーになるよう、準備をすすめています。

今回の参加目標は250名です。全国からの参加で、会員外の園の主任も一緒に、これからの保育や主任の役割について学び交流し、主任セミナーを大きく成功させましょう。申込締切は11月1日です。

特集 その1 各地域・自治体での運動

経営懇では、新制度の施行を見据え、新制度の実施主体である市町村に対するとりくみを提起してきました。地域によって状況は様々ですが、できるところから動き出している事例を紹介します。各地のとりくみを参考に、それぞれの自治体にむけて、動きをつくりましょう。

●新制度施行後も 24 条 1 項にもとづき保育所として継続する合意形成をめざして～岡山市園長会のとりくみ

岡山・(福) 白鳩福祉会白鳩保育園園長

景山一正

◆公立幼稚園の空き対策で『公立認定こども園』構想

岡山市では8月に「子ども子育て会議」を発足させ、審議をはじめています。

市では、幼稚園の8割を占める公立幼稚園が、市民ニーズの後退によって多くの空き教室をかかえる状況があり、この対策が急務となっていました。市は、国の保育新システムの動きに連動させながら岡山方式による幼保一体化の動きを強め、中学校区に1園、公立の幼保を合体した公立の「認定こども園づくり計画」をしめました。これは、公立幼稚園対策と同時に公立保育園の民営化および統廃合をすすめるものでした。

これに対する市民批判が高まりこの計画は頓挫。その後、就学前の子どもを抱える保護者を対象に、施設の需要・意識調査を実施、同時に子育て担当局長の下に市民代表を含めた「保育園・幼稚園のあり方検討委員会」設置して、就学前の対策を検討しています。

いま岡山市は、就学前の子ども対策をこの「検討委員会」と「子ども・子育て会議」とで、同時進行で進めています。

岡山市認可保育園園長会は、最初の「公立認定こども園」構想には断固反対の意思表示をしました。それを受け、岡山市は6つの幼稚園の空き教室を利用して私立認可保育園に分園を作ってもらい、その後そこを私立の「認定こども園」化していくという計画を発表してきました。

◆園長会として新制度のもとでの保育のあり方探る

園長会では、調査企画部会を中心に新制度のもとで会員みんなが安心して子育て施設として、安定した経営ができる状況を作っていくためにはどうしたらいいのか、研究・検討をすすめています。

10月には市の保育協議会で、保育研究所の村山祐一氏を講師に学習会をおこない、その後園長会では関西大学の山縣文治氏の学習会も行いました。村山氏は『24条1項の意味を問い直し、認可保育所が中心施設となるべき』と話し、山縣氏は『認定こども園の幼保連携型が中心となるべき』と、持論を展開されました。

岡山市は、今後の就学前の施策の中心を「認定こども園」を前提に進めていこうとしている中ですが、園長会としては公立幼稚園の分園受託や新規開設は別として、『64園全部が児童福祉法24条1項に基づく児童福祉施設としての認可保育園ですすんでいく、そのための措置を岡山市に求める』ということでの合意形成を目指していく取り組みをすすめています。

●新制度の講演会開催～幅広い層がつどい、新制度とその課題について理解を広める機会に！／広島市

広島・(福) YMCA 保育園園長 松浦 滋

広島市の経営懇有志で作る「よりよい保育制度を考える会」主催で、9月29日に、講師に村山祐一先生を招き「もっと知りたい保育制度」と題して、広島市で講演会を開催しました。参加者は160名で、保育所の園長・職員のほかに、理事や保護者、幼稚

園や認定こども園の関係者、市会議員（自民党・共産党）の参加がありました。

◆今回の講演会の目的と当日の内容

①政府の説明や保育団体からの一応の説明は受けたが、制度自体が分かりにくく、その上、未決定の部分も多く、どう考え今後どう行動してよいのか戸惑っている保育関係者に対し、制度に対する理解を深め、課題を明確にすることにより、各園の主體的で前向きな動きを作っていくこと。

②理事や保護者の新制度に対する理解を深め、理解者・協力者を増やし、今後の運動の広がりを作ること。

③短期間の計画策定、条例化、実施という日程の中で、条例化を担う議員に対し新制度とその問題点を明示し、議会での議論や決定に資すること。

以上のことを主たる目的として実施しました。

今回、村山先生は、資料に基づき新保育制度について解説される中、特に、委託費と給付に関し、その性格と問題点について言及され、給付になることにより本来保育に使われるべきお金が、企業の利益と活動のために使われることの危険性を強調しました。また、児童福祉法 24 条が残った意義についても、利用者の立場や保育の質を守るためにも市町村の保育実施義務に基づき、認可保育所の拡大を基本に置いた待機児解消を図ることの重要性と、そのためには、現在各自自治体独自で実施している事業の補助金や施設整備費を法的に位置づけることの大切さを述べられました。

参加した人のほとんどが、新しい保育制度についてこれまで知らされていなかったこと、さらに新制度があまりに複雑で分かりにくく肝心なことは決まっていないことが分かった、ということでした。認定こども園の園長さんが「今の認定こども園と新制度の幼保連携型認定こども園は、違うということがわかった。認定こども園に残る意味がないと思った。」との感想を書いておられました。

全体として、もっと知りたい、今からでも提案を積極的にしなくてはいけないなど、積極的な意見が

出されました。

◆学習会だけで終わらせず、次の取り組みへ

今回の取り組みを総括する中で、多様な参加者を得て取り組みとして一定の成果を見ましたが、今後、

①今回を契機に、各園の園長に対して積極的に情報提供を行い意見の提供を求め、行政や子ども・子育て会議に反映してゆくこと。また、国レベルの子ども子育て会議の議長・副議長に対する働きかけも強めてゆくこと。

②議員の参加はあったが、まだまだ不十分だった。

議員対象の勉強会を提案し実施してゆくこと。

以上のことを、取り組むこととしました。

●深谷市で意見書採択／ 深谷市保育をよくする会

埼玉・(福) さくら会さくら保育園 遠田えり

深谷市では、保育園等の職員と保護者で作っている「深谷保育を良くする会」として、9月議会に「子どもの保育を受ける権利を実質的に保障する観点から子ども・子育て関連法案が施行される事をもとめる意見提出に関する請願」を提出、25日採択されました。

請願項目は、日弁連の国に向けた意見書や他県の請願を参考にしました。事前に福祉文教委員会で請願項目の説明をする機会が持て、全保連のパンフレットを各議員に見てもらいながら各項目の説明をし、新制度の問題点について保育園の具体的な現状と照らして伝える事ができました。また、児童福祉法 24 条 1 項が守られても、2 項が適用される認定こども園や小規模保育所が増えると、市町村の責任がなし崩しになってしまう危惧もある、と訴え、すべての子どもの育ちが保障されるよう国に意見をあげてほしい、とお願いしました。父母や職員も、委員会や本会議に傍聴にかけつけ、行方を見守りました。

福祉文教委員会で採択されると、他の議員さんに連絡しても好意的に受けとめてくれていて、本会議での採択につながったようでした。

特集 その2 各地の経営懇の活動

●新制度で保育園経営は どうなる！？

／埼玉経営懇研修会

埼玉・(福) 落の会ふきのとう保育園 桂川順子

9月27日(金)、埼玉経営懇主催の第1回研修会が、30数名の参加者で開催されました。

午前は、『障害者施設の経営は法改正でどうなったのか?』のテーマで、斎藤なお子さんに講演していただき、痛々しい障害者施設の現状・内容を聴くことができました。明日は我が身、保育制度でも起きることなのだ、と痛感した内容でした。具体的には・保護者負担の強化、応益負担による利用料の複雑さ、そのため、入所していた方が利用できなくなるケースもあった。

- ・施設側は、膨大な事務量負担、職員給与の削減
- ・非常勤職員比率の急増、職員の労働強化、会議・研修時間の不足。
- ・営利企業参入、地域格差(自治体間の格差)の拡大。

このように、大変な状況になる、という具体的な講演内容で、胸に迫るものがありました。

その中でも、勇気づけられたのは、「ぶれない、こびない、あきらめない」という言葉でした。現実対応の基本的な考え方を示していただき、実践・経営・運動の3つの柱を地域のニーズに合わせて行なっていくことが大事、と話されました。

午後は、税理士の持田晶子さんが講演し、実際に、それぞれ自分の園の子どもの人数で、保育時間を長時間・短時間と振り分けてみて、収入金額の試算を行いました。

あわせて、現行制度のもとでも、横浜方式では、いくつもの企業が入り込み、利益があげられるようなシステムになっています。そして、週刊誌でも報

道されたように電車の高架下や産業廃棄物置場の隣に保育園が建てられている現実です。人件費の抑圧は企業利益計上のためであることを学ぶことができました。

●新制度施行後、よいよいよ 保育をどう守るのか、知恵 と力をあわせよう

／福岡県経営懇学習会

福岡・(福) わかすぎの森やまのこ保育園 西岡京子

◆福岡県経営懇の紹介

県下の15園で情勢学習や情報交換をしています。新制度に対して、児童福祉法を守っていくためにも保育所として頑張っていくことと、その為にも新制度の中で経営基盤をどう構築していくかについて、かねてから話し合ってきました。長・短の保育時間で運営費計算の仮説をたて、各園で試算してみると1000万円から3000万円位の運営費の減額が見込まれるという数字が出ました。

例えば、私の園では、どちらかが短時間勤務である保護者が約65%なので、30%の運営費の減額が予想されます。どうやって保育園を守っていくか途方にくれる数字です。こんな切実な思いで「より良い保育を保障する為、人件費を削らず事務費・事業費を工夫・節約することや収益事業を起こす等の方策について、福岡経営懇として研究し知恵を出し合っ

◆9月に学習会～愛知県小規模連の石井さん

「小規模連は、共同保育所から認可園になった7園でスタートし、現在14法人33ヶ所の認可園が加盟しており、全法人の経営・保育・給食・保健・保護者が法人・施設の枠を超えて組織され活動している」という石井さんのお話に、驚きとその背景には何があるのか興味津々で聴き入りました。これだけ組織された共同体に、正規職員が537名在籍し、資産総額は約77億円という規模で、活動を推進していく困難さは大きいでしょうが、あまりある可能

性があることを感じました。これを維持発展させるためには常勤の組織者集団（運営部）が必要で、それを保障する為にも組織の大きさが要求されるということも当たり前ですが、よく理解できました。

福岡の経営懇は多様な経営形態の集合としての提携の仕方を探っているところですが、新制度に向けて力合わせのピッチをあげよう、という思いを強くしました。

●学習会を契機に、自治体に要望提出へ動きだす ／静岡経営懇

静岡・(福) 静岡福祉こぐま保育園 谷津智恵美



9月22日（日）静岡県藤枝市の藤枝市文化センター大ホールで「静岡県合同学習会」を開催しました。内容は、経済の問題を山家悠紀夫氏（暮らしの経済研究室主宰）、子ども・子育て支援新制度についてを逆井直紀氏（保育研究所）から、お話いただきました。

当日は、県内各地（伊東から浜松まで）から、201人の参加があり、アンケートの感想では「分かりやすいお話だった」「明解ですっきりした」など、とても好評でした。

今回の学習会は、保育関係者以外にも広く呼びかけ、民商、新婦人、農民連、年金者組合、母親連絡会、市会議員、地区労連など、合わせて39人の参



加がありました。この学習会を力に、静岡県との各市町への運動を、更に広げていきたいと思えます。

今回会場となった藤枝市では、経営懇加盟園（ひよこ保育園、たけのこ保育園）が中心となり、学習会に参加してくれた園に協力を呼びかけ、周辺自治体（焼津市、藤枝市、島田市）に対して要望を出そうと準備を始めています。

●合宿研修会 in 旭川 ／北海道経営懇

北海道・(福) 葦の会のびろ保育園園長 菅原信子
全道各地で行ってきた合宿研修ですが今年は、8/30～31に旭川で行われました。例年施設見学も入れながらの合宿にしていますが、今年は、会員園ではありませんが、この4月に建てかえた平屋建て木造の宮前保育園を見学させていただきました。その後、三浦綾子記念館を経て隣町の花神楽でお湯も楽しみながらの交流を行いました。

2日目は、北大名誉教授の飯沢理一郎先生に『TPP問題と食の「安全・安心」』についてのお話しをうかがいました。農業が大きくクローズアップされているが取引量としては、少ないこと。アメリカの本当のねらいは、医療や保険、年金共済など金融にささりこむこと。保育園の給食との関連では、添加物、農薬、成長ホルモンの使用、遺伝子組み換え作物などがあり「うちは地産地消だから大丈夫」と言うてはおられず、そんなことをしたら裁判で訴えられるような中味になっている。など知れば知るほど怖い中味となっています。

参加人数は、行事とかさなつて13名と少なめでしたが、来年は札幌、再来年は函館で実施出来ればと役員会では考えています。

保育をめぐる情勢

●子ども・子育て会議親会議 当面の審議は終了か！？

10月3日に、内閣府の第7回子ども・子育て会議（親会議）が開催されました。保育の必要性の認定について委員からの意見を聞き、12月に事務局案を出すことが確認されました。次回の会議日程は明らかにされず、親会議は最低でも12月までは開かれない模様です。

親会議の審議事項である基本指針・保育の必要性の認定基準等について、ほぼ審議する内容を終えた、ということかもしれませんが、委員に意見を出させた後は事務局に一任でいいのか、疑問が残ります。現場の状況や保護者・職員の現状を反映させ論議を尽くすような会議ではない・事務局提案追認の場となっている、と言わざるをえません。

経営懇としては、この間子ども・子育て会議で審議された内容をふまえ、内閣府との懇談を予定しています（詳細は次号にて）。

●小規模保育事業（待機児童 解消加速化プラン）の要綱、 10/18付で通知

◆新制度の先取りとしての小規模保育事業

待機児童加速化プランの一事業で、新制度の先取りとして打ち出されている小規模保育運営支援事業の要綱が、10月18日付で通知されました。加速化プランによる小規模保育事業は、2013～2014年度に実施され、2015年度以降は新制度に移行します。今回の事業は、新制度施行後の小規模保育事業とイコールではありませんが、今回をベースに各自治体の条例がつくられる可能性はあります。

◆事業の概要と問題点

小規模保育事業は、3歳未満児を対象に定員を6人～19人とし、保育所の分園型と家庭的保育のグループ型、その中間型の3類型に分かれています。そ

れぞれ、A型（分園型）・B型（中間型）・C型（家庭的保育型）とし、タイプによって、基準や補助単価に違いがありますが、全体として、現行の小規模に比べ、基準が非常に低く設定されています（詳細は、同封の小規模保育運営支援事業の要綱参照）。

3類型の基準の主な違いは、保育者の資格に関するものです。A型は必要な保育者全員を有資格者としたのに対し、B型は保育者定数の半数が無資格者でよいとしています。さらにC型は、家庭的保育の基準をそのままスライドさせる形になっており、市町村長が行う研修を受ければ家庭的保育者（補助者）になれるので、保育士資格は必要ありません。

また、補助単価は、乳児の場合、A型 157,100円・B型 130,400円・C型 85,600円ですが、1・2歳児の場合は、A型 88,900円・B型 76,000円・C型 85,600円とほとんど差がなくなり、3歳児以上はすべて同額（3歳児 30,800円、4歳以上児 25,300円）となっています（資料の7ページ参照）。3歳以上になると、保育士資格の有無は意味がない、とみているのでしょうか。

補助単価は、現行の小規模認可保育所と比べても低くなっています。少人数の保育であっても、施設の維持・運営にかかる費用は同じように必要であることを考えると、単価はむしろ高くなっても不思議ではありません。また、3歳未満児が対象の事業なのに、有資格者が半分でいいといえる基準は、子どもの命・安全を守る意識が欠如していると言わざるをえません。

今後、新制度の地域型保育事業の小規模保育に移行する際、市町村が策定する基準が、加速化プランでの小規模保育事業の基準を上回るよう、現場の状況にもとづき、問題点や課題を発信していくことが求められています。

※小規模保育事業については、『月刊保育情報』11月号に、関連論文・資料が掲載されますので、お読みください（『月刊保育情報』1か月600円）。

●保育所運営費は、いったん廃止し給付制度へ、補助金内容も見直しへ

一全保連が内閣府と懇談

全国保育団体連絡会（全保連）は、9月30日に内閣府と懇談しました（詳細については、同封の全保連ニュースをごらんください）。

新制度では、保育所の委託費も内閣府所管の給付費制度の中に組み込まれ、現行の厚労省所管の保育所運営費はいったん廃止される予定です。補助金内容も見直されることが予想されます。公定価格に、職員の経験年数等を反映するように検討する、と国は言っていますが、現在の民改費等の額が維持される保証はありません。

各市町村に対しても新制度への移行を口実に、これまで積み上げてきた保育の水準を維持するための補助金等を切り捨てないよう、要望していくことが必要です。

●公定価格の考え方提示／第6回基準検討部会

10月18日の第6回基準検討部会で、昨年度の末に行われた経営実態調査の結果に基づき、公定価格の考え方や検討する視点等が、示されました。

公定価格の具体的な金額は、最終的には2015年度予算編成を経て決定するしかないため、公定価格の骨格（算定構造）を2014年度初め（4～6月頃）に示し、保育所や幼稚園に給付等の額の見込みを知らせる予定としています。そのため、公定価格の骨格の論議を今年度中に固めたい意向ですが、あくまで予定であり、スケジュール通りに進むかわかりません。

給付額の算定については、現在の保育所運営費のような個別項目積み上げ方式とするのか、介護保険制度のような包括的な報酬体系にするのかが、検討課題とされています。

また、公定価格の構成は、基本額+加算額とし、基本額を算定するために、認定区分・年齢・保育必要量・地域区分・定員規模等々、いくつかの項目を、どう価格と関連付けて算定するのか、検討の視点が示されました。

保育所の委託費については、「施設型給付ではないが施設型給付と同様に算定した額が委託費、応諾義務や運営基準は他の施設・事業と同じ」と、強調されています。そもそも、保育所（24条1項）と、24条2項の施設・事業とでは、市町村の責任の度合いが根本的に違うにもかかわらず、あえて違わないと記載されています。ここにも、24条1項をないがしろにしようとする意図が見え隠れしています。

公定価格に関しては、経営実態調査結果の資料も含め、次号でお伝えします（資料は、経営懇ホームページに掲載しますのでご覧ください）。

●保育士不足解消におけた厚労省のとくみ／ハローワークでのマッチング強化、保育士不足解消は進むのか！？

厚生労働省は、10月16日に、『保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組』を発表しました。この間の人材確保策（人財育成支援、再就職支援等）に加えて、ハローワークと自治体との連携を強化して、「保育士マッチング強化プロジェクト」を新たに実施するというものです。資料によれば、保育士資格を持ちながら就業を希望しないのは、責任が重い・賃金が希望と合わない・休暇が少ない、といった理由からという調査結果（職業安定局実施の意識調査）があります。ハローワーク等でのとくみも重要ですが、抜本的な処遇改善こそが求められるのではないのでしょうか。

（※意識調査部分のみ、同封。全体の報道資料は、経営懇ホームページに掲載）

当面の課題

●自治体にむけたとくみを具体化しよう！

＊自治体に声を届けよう一地域の園長会や所属する保育団体、保育連絡会等で、まず要請文を届け話をしよう。一人でも一園でもできる、有志や園長会など集団でもできる！

現行の保育水準を後退させないよう、要望しましょう。具体的に、わが自治体の保育・子育ては、新制度でどうなるのか、自治体の担当者に尋ねることから始めましょう。

●11.4保育大集会(日比谷野音)、11.5国会要請行動に参加しよう！

11月4日には、日比谷野外音楽堂にて保育大集会を開催します。全国から、集まるみなさんと一緒に、銀座パレードで、アピールしましょう。11月5日は、現在、国向けに行っている請願署名をもって、国会議員や政府への要請行動をおこないます。園長さんや理事長さんは、要請行動に名刺を持ってご参加ください(詳細は、同封の案内チラシ参照)。

●県レベルの学習会開催を応援！(経費の一部を補助)

＊児童福祉法24条1項の意義を学び活用しよう

新制度導入を控えた今こそ、児童福祉法24条1項にもとづき保育所守れ・保育所の拡充を主張し、制度の詳細に対し具体的な要望を出していくことが、緊急の課題です。要望を出さずして改善しません。

そのためにも、24条1項の意義や自治体に向けた運動について、学習しましょう。学習会開催をきっかけに、県内各自治体に要望書を提出するとりくみ

をひろげ、自治体との懇談につなげましょう。

※学習会の補助は別紙参照。不明点は事務局まで。

●保護者とともに学び、運動にとくもう

＊各地域の学習をふまえ、さらに園ごとに保護者と一緒に学びを深めよう

学習会経費補助を活用し、各地域・県での学習会を企画しましょう。それをもとに、各園で保護者と一緒に学ぶ場をつくりましょう。

新制度の改善にむけて、当事者である保護者が声をあげ一緒に運動することが重要です。小規模保育の基準問題など、保護者の立場から声をあげてもらい、保護者と共同でとりくむことが重要です。保護者との共同のとりくみは、今後の保育園の運営にとっても、大きな力になります。

●主任セミナー・経営研究セミナーにご参加を！

＊セミナーの成功と会員拡大をめざそう

全国各地の会員の参加で、セミナーを成功させましょう。また、参加者を会員外にも広げながら、経営懇会員園を広げる一歩にしましょう。

同封の資料(ご確認ください)

- ①小規模保育運営支援事業等の要綱
- ②学習会開催への補助について
- ③主任セミナーご案内
- ④「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」の結果(職業安定局実施)
- ⑤全保連ニュース No. 7
- ⑥11.4保育大集会/11.5国会要請行動のご案内